（その３）

|  |
| --- |
| 八頭町公金口座振替（自動払込）依頼書　　　　　　　　　納付者保管用（新規・変更・解約）　　　　　　　　依頼日　　年　　月　　日八頭町長　　　　様取扱金融機関　　様 |
|  | （納付義務者）依頼人 | ふりがなお名前 |  | （３枚とも押印） | 生年月日 | 1　大正2　昭和3　平成4　令和 | 　年　月　日生 |  |
|  |
| ご住所 | 〒 | 電話（　　）　　― |
| 私が納付すべき町税等を、次の預貯金口座から口座振替の方法により納付（払込先：八頭町会計管理者）したいので、約定のとおり依頼します。（領収書は必要ありません） |
| 指定預貯金口座 | 取扱金融機関 | 鳥取銀行山陰合同銀行　　　　　　　　本・支店鳥取いなば農業協同組合　　　本・支所鳥取信用金庫　　　　　　　　出張所中国労働金庫 | 金融機関コード（金融機関が記入） | 口座種別 | 口座番号 |
|  |  |  |  |  |  |  | 1　普通2　当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| 郵便局 | 払込口座番号 | 払込先加入者名 | 通帳記号 | 通帳番号（右つめで記入） |
|  | 八頭町会計管理者 | １ |  |  |  | ０ | の |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 種目コード |
| 口座名義人 | ふりがなお名前 |  | 依頼人との続柄 |  | 金融機関お届け印 | （３枚とも押印） |
|  |
| ご住所 |  |
| 口座振替をする種目及び納付方法に○印をしてください。 |
| 契約種目コード | 種目（該当に○印） | 口座振替開始 | 納付方法（該当に○印） | 振替日 |
| 35 | １　固定資産税 | 　　　　年　　月支払分から | 全期・期別納付 | 各納期の末日 |
| 35 | ２　軽自動車税 | 　　　　年　　月支払分から | 全期 | 納期の末日 |
| 35 | ３　町県民税 | 　　　　年　　月支払分から | 全期・期別納付 | 各納期の末日 |
| 35 | ４　国民健康保険税 | 　　　　年　　月支払分から | 全期・期別納付 | 各納期の末日 |
| 28 | ５　介護保険料 | 　　　　年　　月支払分から | 期別納付 | 各納期の末日 |
| 30 | ６　保育料 | 　　　　年　　月支払分から | 月別納付 | 各納期の末日 |
| 25 | ７　住宅使用料 | 　　　　年　　月支払分から | 月別納付 | 各納期の末日 |
| 22 | ８　水道使用料 | 　　　　年　　月支払分から | 月別納付 | 各納期の末日 |
| 22 | ９　公共下水道使用料 | 　　　　年　　月支払分から | 月別納付 | 各納期の末日 |
| 22 | 10　農業集落排水使用料 | 　　　　年　　月支払分から | 月別納付 | 各納期の末日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 本人名義でない固定資産税（納税管理人等となっているもの）の口座振替を希望される場合は、下記名義人等の欄に、その所有者となっている者の氏名（被相続人、共有名義等）を記載してください。 |
| 被相続人共有名義 | 等の氏名 | 個人コード（記入の必要はありません） | 被相続人共有名義 | 等の氏名 | 個人コード（記入の必要はありません） | 被相続人共有名義 | 等の氏名 | 個人コード（記入の必要はありません） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  | 受付印 |  |
|  |
|  |

　裏面

|  |
| --- |
| 口座振替約定１　依頼人名義の納付書が貴金融機関に提出（送付）された場合には、口座名義人の指定預貯金口座から納付書に記載した金額を引き出して納付してください。２　預貯金の支払手続については、当座勘定又は普通預金の約定にかかわらず、小切手の振出し又は普通預貯金通帳及び同払戻請求書の提出などいたしませんから、貴金融機関において所定の方法で処理してください。３　指定預貯金口座の残高が振替日において納付書に記載の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議はありません。４　この口座振替契約は、貴金融機関が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。５　貴金融機関から私宛に領収書は送付されなくても異議はありません。また、この預貯金口座振替について疑義が生じても貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関には迷惑をかけません。６　振替日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日を振替日としてください。お知らせ１　口座振替は、金融機関の受付が月の15日までのものは翌月以降に、その日が16日以降のものは翌々月以降に到来する納期から開始することを原則とします。２　固定資産税の納税管理人等（以下「代表者」という。）の方が口座振替を申し込まれますと、代表者に係る税金を上記指定の預貯金口座から振替えることになります。３　振替日は、八頭町が指定した納付日とします。なお、町税の振替日は各納付期限日とします。４　口座振替を実施できる金融機関は下記のとおりです。 |
|  | 鳥取銀行山陰合同銀行鳥取いなば農業協同組合鳥取信用金庫中国労働金庫郵便局 |  |
|  |